

電子申請の注意事項（測量・建設コンサルタント等業務）

電子申請は、徳島県ホームページトップ画面下部の「オンライン行政サービス」→「電子申請サービス」→「徳島県」→手続一覧の「入札参加資格審査申請【測量・建設コンサルタント等業務】」に入り、作成してください。(https://s-kantan.com/pref-tokushima-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※画面右端の「ヘルプ」をクリックすると、**操作マニュアル**を参照できます。

電子申請全般

電子申請画面で入力終了したら、画面下の「保存」を選択し、入力データを御使用のパソコンに一旦保存してください。

提出書類と相違がないか十分に確認し、送信してください。

1 「電子申請・届出システム」の利用に必要なID・パスワード

- ・電子入札の際に使用するID・パスワードとは別のものです。申請画面に従い、利用者登録して、新たに電子申請用のID・パスワードを取得してください。
- ・前回使用したIDは、2年を経過すると使用できない場合があります。新たに登録し直してください。

2 利用者登録の際の「利用者名」、「メールアドレス」について

- ・利用者登録に当たっては、操作マニュアル3.2.1利用者情報登録を御覧ください。
- ・メールアドレスは、申請書作成を担当される方のもので結構です。

3 入力中断等でデータをパソコンに一時保存する方法

また、パソコンに保存したデータを読み込み、再入力して送信する方法

- ・手続一覧から入札参加資格審査申請【測量・建設コンサルタント等業務】を選択し、入力画面の最下部の「**入力中のデータを保存する**」をクリックすると一時保存できます。(出力されるファイルを任意の場所に保存しておいてください。)
- ・保存データを読み込む際は、入力画面で「**保存データの読み込み**」をクリックして、次画面の「ファイルの選択」ボタンで、一時保存の際に保存していたデータを選択し、「確認へ進む」→「読込む」の順に進んでください。
- ・読み込み後、「**入力へ戻る**」をクリックし、適宜入力する。(必要があれば、保存、プリントアウト等を行ってください。)
- ・入力内容確認後、「**確認へ進む**」をクリック、表示された内容を確認し、問題なければ「**申し込む**」をクリック。徳島県へデータが送信されます。

4 電子申請を行った後に業者カードの情報を訂正したい場合

- ・県で**受理処理を行う前であれば修正**できます。
- ・操作方法 ①システムに【ログイン】
②【申込内容照会】の「**申込一覧**」に進み、右端の「**詳細**」を押す。
③「**申込内容詳細**」でデータを修正し、「**修正する**」を押す。
- ・受理メールを受信した後の訂正については、建設管理課へ御連絡ください。
(連絡先：088-621-2519・2624)

「入力に際して」

5 画面最上段の「業者番号」、「登録番号」について

「業者番号」

これまでに入札参加資格を取得している方は、県から送付した資格認定通知書に記載の番号を入力してください。

「登録番号」

測量・建設コンサルタント等業務の名簿等で番号が確認できる方は入力してください。

番号がわからない場合、入力は不要です。

6 メールアドレスについて

- ・主たる営業所、年間受任者の分とも会社の窓口（例：申請書作成を担当される方、あるいは営業窓口など）のもので結構です。

7 希望する(○か◎を記入する)業種の「2カ年平均業務高」の欄について

- (1) 官公庁・民間問わず、入札参加希望があつて実績高がない欄にはゼロ(0)の数字を入れてください。
- (2) 入札参加を希望しない業務部門(例：土木関係建設コンサルタントの「道路部門」など)の実績高は、官・民欄に振り分けて「その他」欄に入力してください。
- (3) 「土木関係建設コンサルタント」、「補償関係コンサルタント」の業務高において、業者カードに記入欄のない「廃棄物部門」、「総合補償部門」の実績が含まれている場合は、それぞれの実績は、「その他」欄に入力してください。

※ 上記(2)、(3)の場合は、業者カードにおける「土木関係建設コンサルタント」等各業務区分の実績の合計と申請書様式第1号(その2)の「測量等実績高」の対応する業種区分の「④直前2か年の年間平均実績高」とは一致しなくなります。

電子申請システムQ&A

Q 1 システムには、どこから入るのですか。

- ・徳島県ホームページの下部にある「**オンライン行政サービス**」に入り、「**電子申請サービス**」→「**徳島県**」をクリックして、システムへ入ってください。
- ・手続一覧の中から、「**入札参加資格審査申請【測量・建設コンサルタント等業務】**」に入って、作成してください。

Q 2 以前に登録したIDでシステムに入れない。

- ・**前回使用したIDは、2年を経過すると使用できない場合があります。新たに登録し直してください。**
- ・パスワードは、忘れないように注意してください。
- ・システムの「**ヘルプ**」を押すと**マニュアル**が見られます。

Q 3 IDがわからなくなった。

- ・IDは、利用者登録で使用したメールアドレスです。

Q 4 利用者登録の名義は、本社か支店（年間受任者）か

- ・どちらでも結構です。

Q 5 印刷方法は？

- ・入力が終わったら、画面下部の **確認へ進む** を押して、**確認画面**に進む。
- ・確認画面の下部 **PDFプレビュー** を押して、プレビューが出たら、それを印刷。

Q 6 データの一時保存の方法は？

- ・**入力画面**下部の **申込データの一時保存** を押して、御使用のパソコンに保存してください。
※ 入力画面 ↔ 確認画面

Q 7 保存したデータの修正方法は？

- ・**入力画面**下部の **一時保存した申込データの読み込み** を押して、データを読み込めば、何度でも修正できます。（修正してQ 6のとおり一時保存もできます。）
- ・読み込み後、**入力へ戻る** をクリックし、適宜入力する。（必要があれば、保存、プリントアウト等を行ってください。）
- ・読み込んだデータを修正して、**確認画面**に進み、内容確認の上**申し込む** を押すとデータが徳島県に送信されます。

Q 8 業者番号は8桁入力だが、4桁の場合、頭に0を入力するのか。

- ・入力しなくて結構です。

Q 9 送信済みデータの修正方法は？

- ・県で**受理処理を行う前であれば**、送信済であっても**修正ができます**。
- ・操作方法
 - ・システムに【ログイン】
 - ・【申込内容照会】の [申込一覧] に進み、右端の **詳細** を押す。
 - ・[申込内容詳細] でデータを修正し、**修正する** を押す。
- ・受理メールを受信した後の訂正については、建設管理課へ御連絡ください。
(連絡先：088-621-2519・2624)

業者カードよくある間違い（測量・建設コンサルタント等業務）

- 1 業者番号・登録番号
過去に入札参加資格を取得したことがあれば、県から送付した資格認定通知書に記載している業者番号を入力する。また、登録番号は、測量・建設コンサルタント等業務の名簿等で番号が確認できる方は入力する。わからなければ入力しない。
- 2 商号等（フリガナ）
カブシキガイシャ、ユウゲンガイシャ等は、入力しない。
- 3 所在地の表記
1丁目1番地 → 1-1（全角のハイフンでつないで入力）
- 4 登記所在地
都道府県名から入力する。
- 5 年間受任者（営業所等に委任する場合）
営業所等の名称のみ(会社名は入力しない。)
- 6 希望業務内容
 - ・登録があり、希望する場合に ◎（登録証明書等をよく確認すること。）
 - ・登録はなく、希望する場合は ○
 - ・建築士事務所登録がある場合
建築関係建設コンサルタント
上から3つ（建築一般、意匠、構造）は ◎ それ以外は ○
 - ・補償関係コンサルタント
7つの部門のうち、登録しているものは ◎、登録していないものは ○
現況報告書、登録事項証明書でよく確認すること。
（当初登録し、後に削除している場合がある。）
- 5 2カ年平均業務高
申請書様式第1号（その2）と一致しているか。（希望業務内容に含まれない業務高がある場合は、一致しないこともあり → その他に計上する。）
- 6 登録番号
（ ）は省略する。 （30）1234 → 1234
- 7 その他
測量等実績調書
 - ・現況報告書で代用できる。（国土交通省の受付印だけでなく、確認印が必要）
 - ・測量など、現況報告書のない業務は、県様式調書の提出が必要。